

# ふじみ野市・三芳町地域 循環型社会形成推進地域計画

ふじみ野市

三芳町

平成 22 年 1 月

平成 24 年 1 月 10 日改訂

平成 24 年 10 月 29 日改訂

平成 25 年 12 月 10 日改訂

平成 26 年 3 月 13 日改訂

# 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 .....	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 .....	3
3 施策の内容.....	6
4 計画のフォローアップと事後評価 .....	16

## (掲載項目)

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	3
3 施策の内容 -----	6
4 計画のフォローアップと事後評価 -----	16
別添 1・2-----	17
様式 1～3-----	20
参考資料様式 1, 2, 6 -----	24

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

- ◇ 構成市町名 ごみ処理：ふじみ野市、三芳町
- ◇ 面 積 29.97km<sup>2</sup>
- ◇ 人 口 144,801 人(平成 21 年 12 月 31 日現在)

(内訳)

市 町 名	ふじみ野市	三芳町	計
面 積 (km <sup>2</sup> )	14.67	15.30	29.97
人 口※1 (人)	106,601	38,200	144,801

※1) 平成 21 年 12 月 31 日現在 (住民基本台帳人口 + 外国人登録者数)

ふじみ野市・三芳町地域（以下「本地域」又は「両市町」若しくは「広域ブロック 7」という。）は、埼玉県の南西部、いわゆる武蔵野台地の北部のほぼ平坦な地に位置し、都心から 30 km 圏内にあり、川越市、所沢市、富士見市、志木市、新座市に接している。本地域のほぼ中央には川越街道（国道 254 号線）が、その西側には関越自動車道が、東側には富士見川越道路（国道 254 号線バイパス）が南北に平行して走っている。

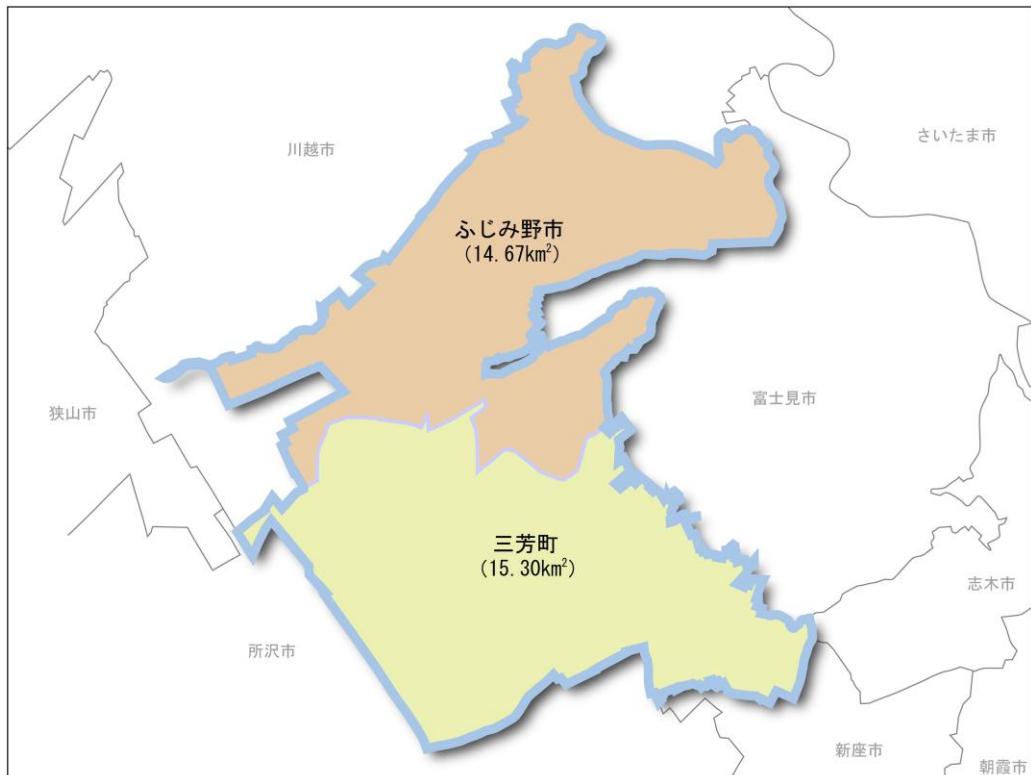


図 1-1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

本地域のごみ排出量は、人口が増加している中でも平成 18 年度から平成 20 年度にかけて減少しており、今後も各種施策を継続・強化することにより減少させていく。

ごみの分別・収集では、両市町ともに家庭系ごみは容器包装リサイクル法に準じた分別区分としているものの、ごみ集積所での排出容器や排出形態(組み合わせ)、集団資源回収の実施に相違があり、十分な資源化が図られていないため、両市町の施策の統一や住民意識の高揚を図り、更なる資源化を推進する。

本地域の事業系ごみは、資源化可能な食品残さや紙類、プラスチック類の廃棄物が多く含まれることから、排出量全量に占める割合が高くなっている。このため事業者自らが発生抑制や分別による資源化、再利用を図るよう事業者の意識改革を推進する。

本地域にあるふじみ野市上福岡清掃センターや大井清掃センター、三芳町清掃工場などの中間処理施設には、プラザ機能がないとともに、上福岡清掃センターの焼却施設は、設置から既に 35 年が経過し、老朽化が進んでいる。更に焼却施設や資源化施設にはエネルギー回収機能がなく、資源化施設も十分でないことから、循環型社会の形成を目指した新たなごみ処理施設を整備する。

最終処分については、両市町とも資源化委託又は適正処理委託している状況であり、この減量化、資源化及び今後の対策について、環境への負荷や技術動向・経済性を考慮した中で、総合的に検討する。

## (4) 広域化の検討状況

「第 2 次埼玉県ごみ処理広域化計画」では、県内を 21 ブロックに区割りし、本地域は「ブロック 7」として位置付けされ、ごみ処理の広域化が推進されている。

両市町では、広域ごみ処理施設等検討委員会を設置し、循環型社会の形成に向けた広域ごみ処理施設等の整備について検討を行っている。更に平成 21 年 3 月には「ふじみ野市・三芳町ごみ処理広域化基本計画」の策定を行い、共同してごみの減量化と資源化、最終処分量の減量化を図るものとしている。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 20 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 2-1 のとおりである。

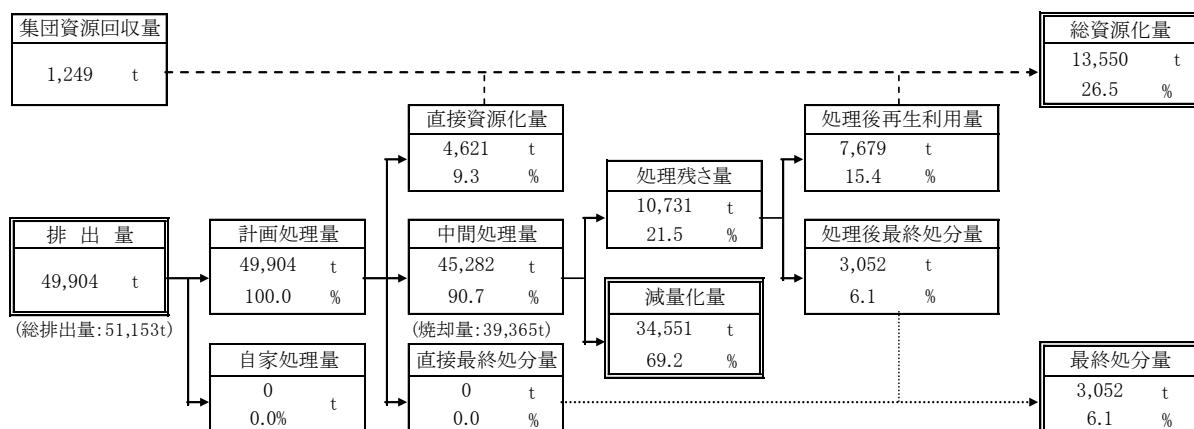
総排出量は、集団資源回収量も含め 51,153 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 13,550 トン、リサイクル率(=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団資源回収量)/(ごみの総処理量+集団資源回収量))は 26.5% である。

両市町の間では、ふじみ野市が三芳町の可燃ごみの焼却処理を行い、三芳町がふじみ野市の一部不燃・粗大ごみの破碎処理を行うという相互委託処理を行っている。その他 の不燃ごみ、粗大ごみ、資源物は、両市町が所有するストックヤードや機械設備で独自に破碎・選別・再生などの中間処理を行っている。また、処理設備がない一部の資源物や有害ごみは、外部で委託処理を行っている。

中間処理による減量化量は 34,551 トンであり、集団資源回収量を除いた排出量は概ね 69.2% が減量されている。なお、中間処理のうち焼却量は 39,365 トンであり、焼却後の主灰は資源化を行っている。

焼却後の飛灰や不燃物残さ等の処分は、委託処理を行っている。

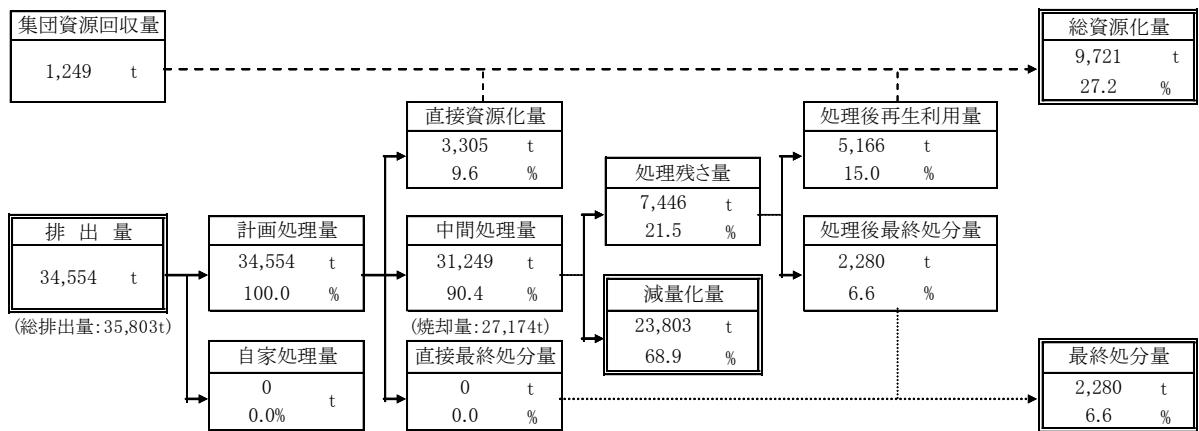
参考として、平成 20 年度の両市町の一般廃棄物の排出・処理状況を図 2-2 に添付する。



※端数処理の関係から、合計が合わない個所がある。

図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 20 年度）

## 【ふじみ野市】



## 【三芳町】

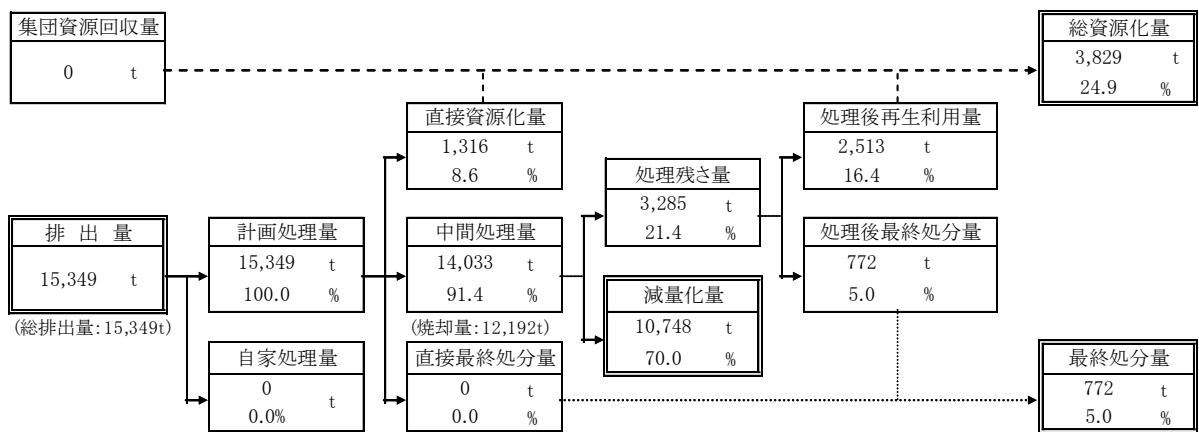


図 2-2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 20 年度-市町別）

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。また、平成 28 年度の目標達成時の一般廃棄物の処理フローは、図 2-3 に示すとおりである。なお、参考として、トレンドグラフを別添 2 に添付する。

表 2-1 減量化・資源化に関する現状と目標

指 標		現 状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成20年度)	目 標(割合 <sup>※1</sup> ) (平成28年度)
排出量	事業系 総排出量	14,071 トン	10,020 トン (-28.8%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	8.6 トン/事業所	6.0 トン/事業所 (-30.2%)
	家庭系 総排出量	35,832 トン	36,332 トン (1.4%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	190 kg/人	169 kg/人 (-11.1%)
	合 計 排出量合計	49,904 トン	46,352 トン (-7.1%)
再生利用量	直接資源化量	4,621 トン (9.3%)	5,183 トン (11.2%)
	総資源化量 <sup>※4</sup>	13,550 トン (26.5%)	16,316 トン (34.3%)
	熱回収量(年間の発電電力量)	— MWh	14,535 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	34,551 トン (69.2%)	30,676 トン (66.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	3,052 トン (6.1%)	625 トン (1.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)= {(事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)= {(家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

※4 総資源化量の割合は、集団回収量を含めた排出量に対する割合

《指標の定義》

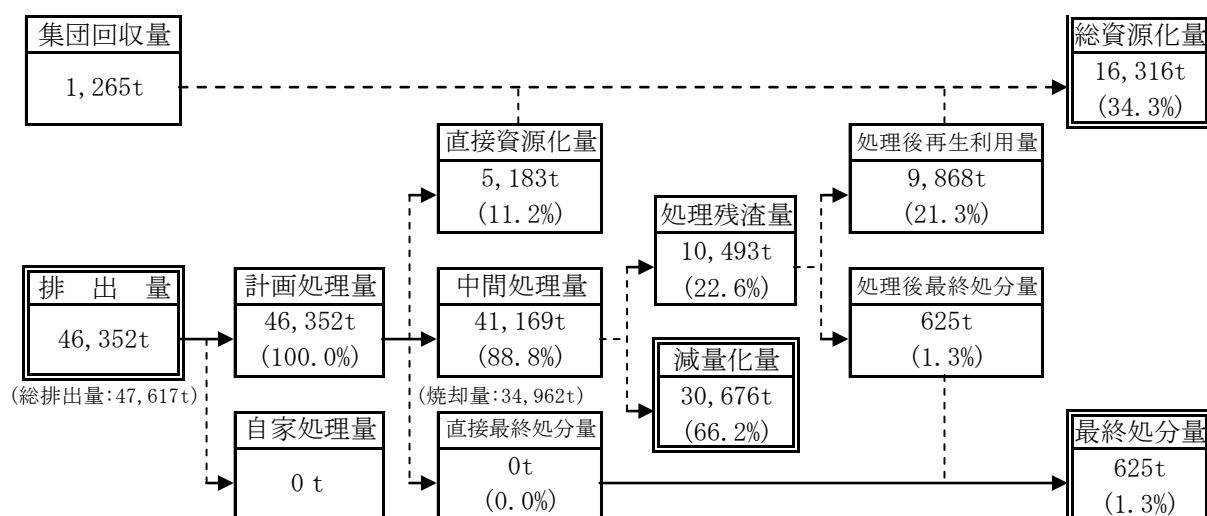
排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量 :熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量 :中間処理量と処理後の残渣量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]



※端数処理の関係から、合計が合わない個所がある。

図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 28 年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア 有料化

本地域の家庭系ごみについては、現在料金の徴収は行っていないが、近隣市では既に粗大ごみの有料化が行われている。今後、有料化については、再生利用(リサイクル)の観点から新ごみ処理施設の受入れ体制を整備する中で、近隣市の動向と廃棄物減量審議会等の意見を参考にして検討する。

本地域の事業系一般廃棄物については、現在単純従量制の直接納入方式により処理料金を徴収しているが、近隣市の負担状況との均衡や資源化の動向、ごみ処理経費の実態などを勘案し、廃棄物減量審議会等の意見を参考にして料金改定について検討する。

##### イ 環境教育、普及啓発、助成

###### ○環境教育

両市町では、小学生を対象とした環境講座・出前講座の実施などを行っている。また、住民や学校、各種団体などのごみ処理施設の見学会では、資源の分別やごみ減量化の大切さについて説明し、環境意識の高揚を図っている。今後も学校や地域において環境教育を継続し、排出抑制や再使用への意識付けを推進する。

また、今後計画する新リサイクルセンターには、本地域の住民が環境や廃棄物問題について学習、活動ができる拠点の整備を行う。

###### ○普及啓発

ふじみ野市では、住民や事業者を対象とした環境フェアの支援や小学生による環境ポスターの募集、表彰を行い、ごみ収集カレンダー表紙へのポスター掲載などを行っている。また、収集カレンダーにはごみの分別によるリサイクルフローやごみ処理経費などの掲載を行い、分別の意識付けや発生抑制、再資源化の普及啓発を行っている。更に事業者にはごみの適正処理、減量、リサイクルのためのハンドブックを作成し、配布を行うとともに、排出者の責務に基づく自主的な取り組みについて指導を行っている。

三芳町においても、事業者への指導等のほか、広報誌への掲載や、不用品をゆずりたい人、欲しい人のための「ゆずります」「ゆずってください」コーナーを設け、発生抑制、再資源化の普及啓発を行っている。

今後も住民・事業者にわかり易いごみ処理情報・資料を提供するとともに、インターネットによる市町のホームページや広報誌等を活用して排出抑制・再利用・再資源

化の普及啓発を図る。

事業者に対しては、両市町の多量排出者には再利用計画書の提出を求め、発生抑制や資源化の指導・徹底を図る。

## ○助成

### 1) 生ごみリサイクル

ふじみ野市では、家庭の生ごみ処理器のコンポスター容器、三芳町では、家庭の生ごみ処理器の電気式生ごみ処理機の購入に対し、奨励金制度を設けて生ごみの資源化を推進している。今後は更に利用者の拡充を図り、家庭から排出される生ごみの発生抑制と再資源化を促進する。

### 2) 集団資源回収

ふじみ野市では、子供会や学校、各種団体が行う集団資源回収活動に対し、報奨金制度を設けて資源物の回収を促進している。今後は更に本地域としての制度の検討と活動団体の拡充を図り、資源回収活動の活性化を促進する。

### 3) 再生品利用の促進

ふじみ野市では、環境保全や資源循環の観点から粗大ごみで排出された使用可能な木製家具等を、民間施設を利用して修理・再生事業を行い、住民に安価で販売するリサイクル事業を行っている。

三芳町においても、ふじみ野市や近隣自治体での実績を参考にして実施に向けた検討を行う。

今後も再生品使用の推進を図るため、新リサイクルセンターには、本地域から排出された粗大ごみ等の資源化可能物の再生工房や展示スペースを設置し、再生品の利用を促進する。

## ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

住民に対して、マイバック運動や買い物袋の持参を推進したり、レジ袋の受け取りを断るなどレジ袋の利用量削減を図る。また、事業者には環境に配慮した事業活動として、過剰包装の低減、食品トレイの削減やマイバックの販売及び使用促進施策、レジ袋不要カードの導入などレジ袋の利用量削減の取り組みを行うよう働きかける。更に、ふじみ野市では、レジ袋削減対策の一環として、ごみ集積所のかん、ペットボトルの排出容器(プラスチック製容器包装類の袋等)の指定をなくし、ネット回収することでレジ袋削減対策を行っている。今後は本地域として、かん、ペットボトルも含め、他品目に対する排出容器の調査・研究を行い、レジ袋削減対策の検討を引き続き行う。

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

両市町の分別区分及び処理方法については、表 3-1 のとおりである。

現在、両市町のごみ全体の区分や名称に相違があるものの、容器包装リサイクル法の区分にあっては、これに準じた区分として収集・運搬を行っており、処理・処分は両市町が現有施設又は民間事業者に委託して行っている。

今後は両市町で広域化を図り、新ごみ処理施設稼動を目途に表 3-2 のとおり分別区分と収集・運搬方式を統一化していく。

可燃ごみ処理は、新熱回収施設を整備し、適正処理とともに蒸気及び温水等による積極的なエネルギー回収を実施する。また、同時に整備する新リサイクルセンターから発生する可燃性残さの熱回収も実施する。焼却灰等は、できる限り資源化を図り、最終処分量の減量化を図る。

不燃ごみ(有害ごみを含む)、粗大ごみ、資源物処理は、新リサイクルセンターを整備し、破碎・選別・再生・保管等を行い、適正処理と資源化を図る。また、本地域に環境教育や普及啓発を行うプラザ機能がないため、本施設にその機能を整備し、両市町の環境教育・啓発の拠点として位置付ける。

最終処分に関しては、両市町とも最終処分場を有しているが、残存埋立量がわずかであるため、現状では民間業者等への資源化委託又は処分委託を行っており、今後も継続する。このような中、最終処分場から発生する浸出水は適正処理を継続する必要があるため、現有水処理施設の改造や新ごみ処理施設での受け入れ等を視野に入れながら、処理体制の整備を検討する。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて処理・処分を行っているが、両市町の許可収集物や直接搬入物などの許可・受入体制に相違がある。今後は許可収集物や直接搬入物の統一化を図るとともに、事業者の排出者責任のもと多量排出者には、ごみの再利用計画書の提出を求め、より一層のごみの排出抑制、資源化を図る。

また、現有の焼却施設に搬入されている事業系一般廃棄物には古紙類が多く含まれているため、これらが事業者自身により資源化され、現有施設及び新熱回収施設への搬入量が減少するような体制を構築していく。

### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物については、本地域から発生したもので、廃棄物の性状に応じて分別され、予め切断や梱包などの必要な処置を講じたもの、また、有害物質を含まないもの

で焼却処分ができるものについて併せ処理を行っているが、今後は事業者の責務に基づき、搬入物の受入品目や量について見直しの検討を行うとともに、搬入事業者に対して減量化・資源化の依頼を行う。

## 二 今後の処理体制の要点

- ◇平成 27 年度までに新熱回収施設を整備し、新リサイクルセンターから発生する可燃性残さ等を含めた可燃ごみの適正処理とともに蒸気及び温水等による積極的なエネルギー回収を実施する。
- ◇新熱回収施設から排出される焼却灰等については、埋立処分のほか資源化(セメント資材等)を引き続き実施する。
- ◇平成 27 年度までに新リサイクルセンターを整備し、同施設において不燃ごみ(有害ごみを含む)、粗大ごみ、資源物の破碎・選別・再生・保管を行い、適正処理と資源化を図る。また、本施設にプラザ機能を整備し、両市町の環境教育・啓発の拠点として位置付ける。
- ◇広域処理開始の平成 28 年度から、統一した分別区分により収集・運搬を実施する。
- ◇家庭における生ごみ処理容器(コンポスター等)の助成金制度への利用者の拡大を進め、ごみの減量化・資源化を図る。
- ◇事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、多量排出事業者に対し、計画的な排出抑制対策・資源化対策を実施する。

表 3-1 (1) 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（現状）

ふじみ野市<平成20年>			三芳町<平成20年>		
大区分・中区分		項目	大区分・中区分	項目	処分実績量 (トン)
もえるごみ	もえないとごみ 粗大ごみ	焼却 リサイクル 埋立	上福岡清掃センター 大井清掃センター	可燃ごみ	25,560
もえないごみ 粗大ごみ	もえないごみ 粗大ごみ	破碎 選別 リサイクル 埋立	上福岡清掃センター 大井清掃センター 三芳町清掃工場	不燃ごみ 粗大ごみ 粗大ごみ 容器包装以外の プラスチック類	2,673
資源物1	新聞紙 ダンボール 紙パック	有害ごみ 容器包装以外の プラスチック 類	リサイクル 保管 リサイクル	上福岡清掃センター 大井清掃センター	261
資源物2	布類 かん ペットボトル 雑誌	容器包装プラスチック類 資源物1 資源物2	保管 リサイクル 運別 リサイクル 保管 リサイクル 運別 再生 リサイクル ペットボトル 容器包装プラスチック類 古紙類	上福岡清掃センター 大井清掃センター 上福岡清掃センター 大井清掃センター 上福岡清掃センター 大井清掃センター 上福岡清掃センター 大井清掃センター	1,396 742 2,102 309 308 1203

※処分実績量には、事業系ごみも含んでいます。

表 3-1 (2) 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（今後）

		広域プロック<平成28年度>		
		項目	処理方法	処理施設等
大区分・中区分				処分実績量 (トン)
燃やすごみ	燃やさないごみ	焼却	熱回収 リサイクル 埋立	新熱回収施設 34,962
燃やさないごみ	プラスチック製容器包装以外の プラスチック	破碎 選別 保管	熱回収 リサイクル 埋立	新リサイクルセンター 2,200
粗大ごみ				
有害ごみ				
かん	選別・再生	リサイクル	新リサイクルセンター	336
プラスチック製容器包装				
びん				
資源物	ペットボトル			
	新聞紙			
	雑誌・雑がみ			
	ダンボール			
	紙パック			
	布類			

※処分実績量には、事業系ごみも含んでいます。

ふじみ野市〈平成20年度〉		三芳町〈平成20年度〉	
大区分	中区分	大区分	中区分
もえるごみ		可燃ごみ	
もえないごみ	もえないごみ	不燃ごみ	不燃ごみ
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ
	有害ごみ	有害ごみ	有害ごみ
容器包装以外のプラスチック類		容器包装以外のプラスチック類	容器包装以外のプラスチック製容器包装
容器包装プラスチック類		容器包装プラスチック類	資源物
資源物1	びん類	びん・ペットボトル	燃やすごみ
	新聞紙	古紙類	燃やさないごみ
	ダンボール	新聞紙・チラシ	粗大ごみ
	紙パック	雑誌類	有害ごみ
	布類	ダンボール	プラスチック製容器包装
資源物2	かん(飲料用)	紙パック	以外のプラスチック
	ペットボトル	布類	かん
	雑誌・雑がみ	かん(飲料用・飲料用以外)	びん
			ペットボトル
			新聞紙
			雑誌・雑がみ
			ダンボール
			紙パック
			布類
			かん
			紙パック
			布類

広域プロック7〈平成28年度〉			
大区分	中区分	大区分	中区分
燃やすごみ			
燃やさないごみ			
粗大ごみ			
有害ごみ			
容器包装以外のプラスチック類			
資源物			



### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

(2)の統一後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3-3 のとおり必要な処理施設の整備を行う。

表 3-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター)	(仮称) ふじみ野市・三芳町 環境センター整備・運営事業	21t/日	ふじみ野市駒林字 北伊佐島1093-3外	H24~27
2	高効率ごみ発電施設 (熱回収施設)	(仮称) ふじみ野市・三芳町 環境センター整備・運営事業	142t/日	同上	H24~27

(整備理由)

- 事業番号 1 リサイクルセンターの未整備、プラザ機能の整備、既存設備の老朽化、広域による処理の集約化、容器包装リサイクル法に基づく容器包装類の資源化への促進に伴う施設の整備
- 事業番号 2 既存焼却施設の老朽化、広域による処理の集約化、エネルギー回収・有効利用の推進に伴う施設の整備

表 3-4 現有ごみ処理施設

事業主体名	施設名	規模	処理設備	竣工年月	施設所在地
ふじみ野市	ふじみ野市上福岡清掃センター				
	焼却施設	90t/24h×2炉	全連続燃焼式ストーカ炉	S49.2 (H12～14改修)	埼玉県ふじみ野市駒林1104
	空缶圧縮設備	1.29t/h	使用不能	S50	同上
	不燃瀬戸物破碎設備	3.52t/h	ガラス、セトモノの破碎設備	S50	同上
	蛍光管破碎設備	30kg/h	使用不能	H9	同上
	硬質プラ破碎設備	30m <sup>3</sup> /h	容器包装以外プラの破碎設備	H17	同上
	□一時保管場所	738m <sup>2</sup>	容器プラ、容器以外プラ、ペットボトル、古紙、古布、有害ごみ、その他のびんの一時保管場所	H9	同上
ふじみ野市	ふじみ野市大井清掃センター				
	焼却施設	2.5t/h	ストーカ炉	H9.1	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1385
	空缶圧縮設備	0.8t/h	アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮設備	H10	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1384-1
	コンテナ洗浄設備	500個/h	びん、かん収集コンテナの洗浄設備	H10	同上
	選別施設	300m <sup>2</sup> 程度	もえないごみ、びんなどの選別施設	H19.3	同上
	一時保管場所	200m <sup>2</sup> 程度	容器プラ、容器以外プラ、もえないごみ、アルミ混物、金属類、有害ごみの一時保管場所	H11.3	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1388
		130m <sup>2</sup> 程度	ガラス、セトモノ、かんのプレス物、灰から回収した金属類の一時保管場所	H11.3	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1385
三芳町	ふじみ野市一般廃棄物最終処分場	9,996m <sup>3</sup>	遮水シートあり、水処理は焼却施設にて行う	H5	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1489
	三芳町清掃工場				
	三芳町粗大ごみ処理施設	30t/5h	可燃物、不燃物、金属類	S57.3	埼玉県入間郡三芳町大字上富1598-5
	缶圧縮設備	1.0t/h	アルミ缶、スチール缶の選別・圧縮設備	H11	同上
	廃蛍光管破碎設備	直管形:3,000本/h 環形:1,000本/h	廃蛍光管の破碎設備	H11	同上
	容器洗浄設備	120ケース/h	びん、かん収集コンテナの洗浄設備	H14	同上
	三芳町ストックヤード施設	510m <sup>2</sup>	古紙類の一時保管施設	H18.3	埼玉県入間郡三芳町大字上富1598-3
	三芳町最終処分場	15,590m <sup>3</sup>	遮水工あり、水処理施設あり	H4.4	埼玉県入間郡三芳町大字上富1598-4

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 3-5 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ごみ処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H22-23
	ごみ処理施設整備(事業番号1・2)に係る地質調査事業	地質調査	H22
	ごみ処理施設整備(事業番号1・2)に係る測量事業	測量	H22
	ごみ処理施設整備(事業番号1・2)に係る施設基本設計事業	施設基本設計	H22-23
	ごみ処理施設整備(事業番号1・2)に係る施設整備仕様書作成事業	施設整備仕様書作成	H23-27
	ごみ処理施設整備(事業番号31)に係る事業管理・照査業務	管理・照査業務	H23-24

#### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

##### ア 再生利用品の需要拡大事業

ふじみ野市では、平成 21 年度から民間施設を借用し、可燃性粗大ごみの再生商品化事業を開始し、安価で再生品の販売を行っている。今後も住民への再生商品化事業の周知を図り、再使用に対する意識の向上を図る。更に新リサイクルセンター施設内には、再生工房や再生品コーナーの整備を行い、再生利用品の普及促進を図る。

三芳町においても、不用品をゆずりたい人、欲しい人のための「ゆずります」「ゆずってください」コーナーを設け、発生抑制、再資源化の普及啓発を実施しており、これを継続する。

##### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再生再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、広報紙やごみ収集カレンダー等を通じて住民に普及啓発を行っているが、更に関係団体や小売店等と協力して普及啓発を推進する。

##### ウ 不要となった携帯電話のリサイクルに関する普及啓発

不要となった携帯電話のリサイクルについては、希少金属回収面で効果が大きく、

販売店などにおいて回収が進められている。両市町においても、これらの回収が円滑に進むよう、広報紙やごみ収集カレンダー等を通じて住民に対して必要な普及啓発を推進する。

### **エ 落ち葉リサイクルの普及に向けた事項**

現在焼却処理を行っている市町内の清掃活動等によって集められた落ち葉を新施設内に一時保管し、利用希望のある住民に還元するなど、落ち葉リサイクルの普及に向けた取り組みを両市町で検討する。

また、剪定枝についても資源化可能性を調査・研究し、リサイクルできるように取り組む。

### **オ 資源の持ち去り防止対策及び不法投棄対策**

資源の持ち去り防止対策として、職員や民間委託による資源持ち去り防止巡回パトロールを実施し、古紙等の持ち去りの対策を講じており、今後も継続して実施する。また、不法投棄対策として、住民や事業者、関係団体の協力のもとパトロールや通報体制の強化を図るとともに、地域団体と一緒にとした普及啓発活動を行い、不法投棄の防止を図る。

### **カ 災害時の廃棄物処理に関する事項**

埼玉県やふじみ野市が策定する地域防災計画及び三芳町が策定する災害廃棄物処理計画等を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図る。更にごみ処理施設の不慮の事故や災害時の広域的相互支援の円滑な実施を図るために、周辺自治体との協力体制を推進する。

## **4 計画のフォローアップと事後評価**

### **(1) 計画のフォローアップ**

本地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、埼玉県及び国と意見交換をしつつ、計画状況を勘案し、計画の見直しを行う。

### **(2) 事後評価及び計画の見直し**

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、評価の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

## 別添 1



図 1 関係施設の位置図

表 1 関係施設の概要

### 【焼却施設（ふじみ野市）】

施 設 名 称	ふじみ野市上福岡清掃センター
所 在 地	埼玉県ふじみ野市駒林1104
処 理 能 力	90t/24h×2炉
稼 動 年 月	昭和49年2月(H12~14改修)
処 理 方 式	全連続燃焼式ストーカ炉

施 設 名 称	ふじみ野市大井清掃センター
所 在 地	埼玉県ふじみ野市大井武藏野1385
処 理 能 力	2.5t/h
稼 動 年 月	平成9年1月
処 理 方 式	ストーカ炉

### 【最終処分場（ふじみ野市）】

施設名称	ふじみ野市一般廃棄物最終処分場
所在地	埼玉県ふじみ野市大井武藏野1489
埋立容量	9,996m <sup>3</sup>
稼動年月	平成5年
埋立方式	サンドイッチ方式

### 【粗大ごみ処理施設（三芳町）】

施設名称	三芳町清掃工場
所在地	埼玉県入間郡三芳町大字上富1598-5
処理能力	30t/5h
稼動年月	昭和57年3月
処理方式	破碎・選別

### 【最終処分場（三芳町）】

施設名称	三芳町最終処分場
所在地	埼玉県入間郡三芳町大字上富1598-4
埋立容量	15,590m <sup>3</sup>
稼動年月	平成4年4月
埋立方式	サンドイッチ方式

## 別添2 現状と目標のトレンドグラフ

### 【ごみ処理関係】

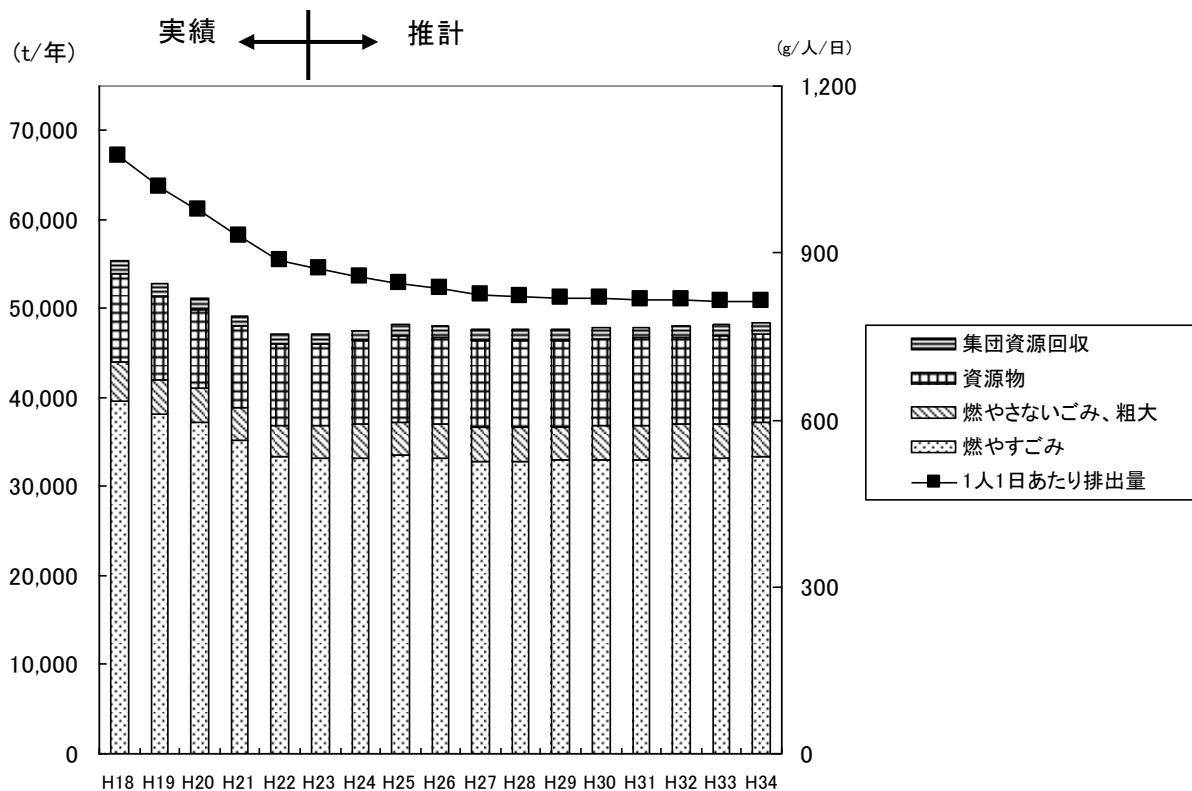


図1 現状と目標のトレンドグラフ（ごみ）

表1 現状と目標のトレンドグラフ（人口、ごみ）

実績と推計の比較表

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
人口	141,389	142,484	143,542	144,800	145,843	148,452	152,163	156,414	157,281	158,086	158,804	159,494	160,158	160,904	161,630	162,329	163,003
家庭系ごみ	39,723	38,011	37,069	36,082	35,581	35,957	36,624	37,448	37,475	37,475	37,596	37,724	37,851	38,003	38,151	38,298	38,440
事業系ごみ	15,637	14,885	14,086	13,057	11,508	11,200	10,956	10,745	10,562	10,178	10,020	9,993	9,965	9,949	9,928	9,915	9,902
合計	55,360	52,896	51,155	49,139	47,089	47,157	47,580	48,193	48,037	47,653	47,616	47,717	47,816	47,952	48,079	48,213	48,342

## 様式 1

### 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 21 年度)

#### 【廃棄物処理】

##### 1 地域の概要

(1) 地域名	ふじみ野市・三芳町地域	(2) 地域内人口	144,801 人	(3) 地域面積	29.97 km <sup>2</sup>
(4) 譲成市町村等名	ふじみ野市・三芳町	(5) 地域の要件	□ 垂露一鷺島一豪雪一山田一半島一過疎 その他		
(6) 譲成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

##### 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)				目標
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
排出量	事業系 1事業所当たりの排出量 (t/事業所)	14,779 トン 9.1 t/事業所	15,604 トン 9.6 t/事業所	15,635 トン 9.6 t/事業所	14,884 トン 9.1 t/事業所	14,071 トン 8.6 t/事業所
	家庭系 1人当たりの排出量 (kg/人)	36,489 トン 198 kg/人	37,455 トン 200 kg/人	38,228 トン 203 kg/人	36,504 トン 193 kg/人	35,832 トン 190 kg/人
	合計 事業系家庭系排出量合計 (トン)	51,268 トン 53,059 トン	53,059 トン 53,863 トン	53,863 トン 51,388 トン	53,863 トン 49,904 トン	53,863 トン 46,352 (H20比 92.9%)
再生利用率	直接資源化量 (トン) 総資源化量 (トン)	4,607 (9.0%) 11,489 (21.8%)	5,032 (9.5%) 11,943 (21.9%)	5,351 (9.9%) 13,136 (23.7%)	4,930 (9.6%) 14,204 (26.9%)	4,621 (9.3%) 13,550 (28.5%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—
中間処理による減量化量	中間処理前後の差 (トン)	35,222 (68.7%)	36,342 (68.9%)	37,146 (69.9%)	35,276 (68.6%)	34,551 (69.2%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン) ※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付。(別添資料2)	5,975 (11.7%) 6,144 (11.6%)	5,095 (9.5%) 3,414 (6.6%)	5,095 (9.5%) 3,414 (6.6%)	3,052 (6.1%) 3,052 (6.1%)	3,052 (6.1%) 625 (1.3%)

※総資源化量の割合は、集団回収量を含めた排出量に対する割合

##### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、閉止、新設の予定

施設種別	型式及び処理方式	現有施設の内容	更新、閉止、新設の内容			備考
			開始年月	更新、廃止予定期月	型式及び処理方式	
ふじみ野市上福岡清掃センター	全連続燃焼式ストーカー	有 90t/24h×2炉	昭和43年12月 (H12 ~ H14改修)	平成28年3月	ストーカー式焼却炉	平成28年3月 142t/日
ふじみ野市大井清掃センター	ストーカー	有 2.5t/h	平成9年1月	平成25年6月	—	高効率ごみ発電施設
ふじみ野市一般燃焼棄物最終処分場	最終処分場	—	9,996m <sup>3</sup>	平成5年	—	
ふじみ野市清掃工場	資源化施設、ストックヤード	有 30t/h	昭和57年3月	平成28年3月	破碎、運搬、保管	平成28年3月 21t/日
三芳町最終処分場	最終処分場	有 15,590m <sup>3</sup>	昭和60年4月			マテリアルリサイクル推進施設

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付している。(別添1参照)

樣式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成21年度)

### 様式 3

#### 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	施策番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間 開始 終了	交付金 必要の 要否	事業計画							備考
							平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
発生抑制、再使用に関するもの	11	有料化	新ごみ処理施設の受入れ体制を整備する中で、近隣市の動向と廃棄物減量審議会等の意見を参考にして検討する。	ふじみ野市、三芳町	H 22 H 28									
	12	環境教育、普及啓発、助成	環境講座、出前講座、ごみ処理施設の見学会等の実施により環境教育を実施する。また、各種イベントの開催や事業者への指導等により普及啓発を実施する。更に生ごみリサイクルや集団資源回収への助成を行う。	ふじみ野市、三芳町	H 22 H 28									
	13	マイバッグ運動、レジ対策	住民に対して、マイバッグ運動や買い物袋の持参を推進したり、レジ袋の受け取りを断るなどレジ袋の利用量削減を図る。また、事業者には環境に配慮した事業活動として、過剰包装の低減、食品トレイの削減やマイバッグの販売及び使用促進施策、レジ袋不要カードの導入などレジ袋の利用量削減の取り組みを行なう働きかける。	ふじみ野市、三芳町	H 22 H 28									
処理体制の構築、変更に関するもの	21	家庭ごみ処理体制の現状と今後	家庭ごみ処理の広域化を図り、新ごみ処理施設(熱回収施設、リサイクルセンター)を整備する。稼動を目的に分別区分と収集・運搬方式を統一化していく。	ふじみ野市、三芳町	H 27 H 27									区分 変更
	22	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	ごみ処理の広域化に向けて、許可収集物や直接搬入物の統一化を図るとともに、事業者への排出責任のもと多量排出者には、ごみ再利用計画書の提出を求め、より一層のごみの排出抑制、資源化を図る。また、古紙類を事業者自身で資源化し、現有施設及び(仮称)広域熱回収施設への搬入量が減少するような体制を構築していく。	ふじみ野市、三芳町	H 22 H 28									
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)の整備	マテリアルリサイクル施設(リサイクルセンター)の整備を行い、不燃ごみ(有害ごみを含む)粗大ごみ、資源物の破碎・選別・再生・保管を行い、適正処理と資源化を図る。また、プラザ機能を整備し、両市町の環境教育・啓発の居場所として位置づける。	ふじみ野市	H 24 H 28	○								
	2	高効率ごみ施設(熱回収施設)の整備	エネルギー回収推進施設(熱回収施設)の整備を行い、可燃性粗大ごみの適正処理とともに蒸気及び温水等による積極的なエネルギー回収を実施する。	ふじみ野市	H 24 H 28	○								
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	ごみ処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る生活環境影響調査事業	ごみ処理施設の整備に際し、生活環境影響調査を行う。	ふじみ野市	H 21 H 23	○								関連事業 1, 2
		ごみ処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る地質調査事業	ごみ処理施設の整備に際し、調査を行う。	ふじみ野市	H 21 H 22	○		調査						関連事業 1, 2
		ごみ処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る測量事業	ごみ処理施設の整備に際し、測量を行う。	ふじみ野市	H 21 H 22	○		測量						関連事業 1, 2
		ごみ処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る施設基本設計事業	ごみ処理施設の整備に際し、施設基本設計を行う。	ふじみ野市	H 21 H 23	○		施設基本設計						関連事業 1, 2
		ごみ処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る施設仕様書作成事業	ごみ処理施設の整備に際し、施設整備仕様書の作成を行う。	ふじみ野市	H 22 H 27	○		施設整備仕様書作成						関連事業 1, 2
		ごみ処理施設整備事業(事業番号1,2)に係る事業管理・照査業務	事業者選定支援業務(施設整備仕様書作成)や基本計画設計業務の委託内容等について、専門的な知識経験から管理・照査等の業務を行う。	ふじみ野市	H 23 H 24	○		事業管理 照査業務						関連事業 1, 2

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考
					開始	終了		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	
その他	41	再生利用品の需要拡大の検討	両市町において粗大ごみの再生商品化事業を実施し、再使用に対する意識の向上を図る。新リサイクルセンター施設内には、再生工房や再生品コーナーの整備を行う。	ふじみ野市、三芳町	H22	H28									
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	関係団体や小売店等と協力して家電リサイクル法等の適正な運用を図り、再生利用等の促進を図る。	ふじみ野市、三芳町											
	43	不要となった携帯電話のリサイクルに関する普及啓発	不要となった携帯電話のリサイクルにおける普及啓発を推進する。	ふじみ野市、三芳町	H22	H28									
	44	落ち葉リサイクルの普及に向けた事項	清掃活動等によって集められた落ち葉を新施設内に一時保管し、住民に還元するなど、落ち葉リサイクルの普及に向けた取り組みを検討する。	ふじみ野市、三芳町											
	45	資源の持ち去り防止対策及び不法投棄対策	資源の持ち去り防止対策として、職員や民間委託による資源持ち去り防止巡回パトロールを実施し、古紙等の持ち去りの対策を講じており、今後も継続して実施する。また、不法投棄対策として、住民や事業者、関係団体の協力のもとパトロールや通報体制の強化を図る。	ふじみ野市、三芳町	H22	H28									
	46	災害時の廃棄物処理に関する事項	県や両市町が策定する関連計画等を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図る。更に不慮の事故や災害時の広域的相互支援の円滑な実施を図るため、周辺自治体との協力体制を推進する。	ふじみ野市、三芳町											

## 【参考資料様式 1】

## 施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名：埼玉県

(1) 事業主体名	ふじみ野市	
(2) 施設名称	新リサイクルセンター	
(3) 工期	平成24年度～平成28年度	
(4) 施設規模	処理能力 21 t / 日	
(5) 処理方式	破碎、選別、再生、保管等	
(6) 地域計画内の役割	資源回収・有効利用の促進、ごみの適正処理、住民意識啓発、環境教育	
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有	無
(8) 事業計画額	3,152,833 千円	

## 【参考資料様式2】

## 施設概要（高効率ごみ発電施設系）

都道府県名：埼玉県

(1) 事業主体名	ふじみ野市、三芳町	
(2) 施設名称	新熱回収施設（高効率ごみ発電施設）	
(3) 工期	平成24年度～平成28年度	
(4) 施設規模	処理能力 142 t/日	
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式焼却炉	
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 14%以上) 2. 热回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (热回収率 10%以上)	
(7) 地域計画内の役割	熱回収の推進、ごみの適正処理	
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有	<input checked="" type="radio"/> 無
(9) 事業計画額	10,748,254 千円	

【参考資料様式6】

計画支援概要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	ふじみ野市					
(2) 事業目的	ごみ処理施設整備のため					
(3) 事業名称	ごみ処理施設整備事業（事業番号1, 2）に係る生活環境影響調査事業	ごみ処理施設整備（事業番号1・2）に係る地質調査事業	ごみ処理施設整備（事業番号1・2）に係る測量事業	ごみ処理施設整備（事業番号1・2）に係る施設基本設計事業	ごみ処理施設整備（事業番号1・2）に係る施設整備仕様書作成事業	ごみ処理施設整備（事業番号31）に係る事業管理・照査業務
(4) 事業期間	H22-23	H22	H22	H22-23	H23-27	H23-24
(5) 事業概要	生活環境影響調査	地質調査	測量	施設基本設計	施設整備仕様書作成	管理・照査業務
(6) 事業計画額	50,778千円	8,033千円	6,825千円	15,142千円	40,020千円	10,164千円